

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	国民健康保険基準収入額摘要の認定		
根拠法令及び条項	国民健康保険法第42条第2項		
処分基準	有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 処分基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。 国民健康保険法第42条 2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康部 国民健康保険課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。